

平成22年11月30日

各 位

株式会社 北洋銀行

一時払終身保険「夢のかたち」の取扱いを開始します
～ラインナップを増強し、幅広い資産運用ニーズにお応えします～

北洋銀行は、平成22年12月1日(水)より、日本生命の一時払終身保険「夢のかたち」の取扱いを下記のとおり開始致します。

当行では、今後とも個人向け金融商品の品揃えを充実し、多様化するお客さまのニーズへの確に対応するとともに、利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始商品

商品名	愛称	引受保険会社
ニッセイ予定利率変動型 一時払逓増終身保険	夢のかたち	日本生命保険相互会社

商品概要は【別紙】をご覧ください。

2. 取扱開始日

平成22年12月1日(水)

3. 取扱店舗

全店

ただし、東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所を除きます。

以 上

商品概要

商品名 【愛称】	ニッセイ予定利率変動型一時払逡増終身保険 【愛称:夢のかたち】
特徴	<p>満年齢50歳から90歳の方まで、告知なしで申込みが可能</p> <p>死亡保険金額・解約払戻金額が契約時に確定 ご契約後15年目までの死亡保険金額・解約払戻金額は契約時に確定します。</p> <p>続けるほど着実に死亡保険金額・解約払戻金額が増加 ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合で死亡保険金額が増加します。 ご契約後15年経過以後は、10年ごとに金利情勢に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。 解約払戻金は死亡保険金額を上限とし、期間の経過とともに増加します。</p>
被保険者の 契約年齢	満年齢50歳以上90歳以下
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上3億円まで 他にニッセイ予定利率変動型一時払逡増終身保険、ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険にご加入されている場合は、その基本保険金額を合算いたします。
死亡保険金額	第1保険期間(契約後15年間): 契約時の予定利率に基づいた金額 第2保険期間(終身): 金利情勢に応じて増加
解約払戻金額	第1保険期間(契約後15年間): 契約時の予定利率に基づいた金額 第2保険期間(終身): 予定利率計算基準日の予定利率に基づいた金額
告知	無告知

ご契約の際の留意事項

この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

ご検討にあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」と「死亡保険金額/解約払戻金額例表」とを合わせてご覧ください。

募集代理店(金融機関)の担当者(日本生命の募集人)は、お客様と日本生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して日本生命が承諾したときに有効に成立します。

(保険商品についてご注意いただきたい事項)

(お申込に際しての留意事項)

特定保険商品に係るリスクについて

[変額保険、変額年金保険]

この保険は国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

[外貨建て保険]

この保険は為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取にある円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。

[MVA(市場価格調整)を利用した商品]

この保険は市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に下落した場合には増加することがあります。

ご契約者さまにご負担いただく主な費用(以下に記載の費用等を足し合わせた金額をご負担いただきます)

- ・保険契約関係費 ご契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、新契約の締結・成立・維持・管理に必要な経費です。
- ・資産運用関係費 投資信託の信託報酬や信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。
- ・解約控除 契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額です(解約時のみ発生します)。

ご負担いただく手数料やその料率は商品によって異なりますので、具体的な金額・計算方法は記載することができません。商品ごとの「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「パンフレット」、「ご契約のしおり(約款)」等でご確認ください。

特定保険商品は保険会社が引き受ける生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度は適用されません。

北洋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。

引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。

法令の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申込み状況等により、お申込みいただけない場合があります。

保険商品に関するお客さまと当行のお取引が、当行におけるお客さまに関する他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

当行でお取り扱いしている保険商品は、すべてクーリングオフの対象となります。

詳しい内容は生命保険募集代理店である北洋銀行の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

手数料やその料率、およびリスクの内容は商品によって異なりますので、保険商品のご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「パンフレット」、「ご契約のしおり(約款)」等をよくお読みいただき、内容をご確認のうえご自身でご判断ください。